

食品健康影響評価を求められている遺伝子組換え食品等

(平成15年11月19日現在)

<平成15年8月1日付け厚生労働省発食安第0801001号(平成15年8月1日接受)>

1. ワタ281系統
2. ワタ3006系統
3. ワタ281系統とワタ3006系統を掛け合わせた品種
4. トウモロコシ1507系統とラウンドアップ・レディー・トウモロコシNK603系統を掛け合わせた品種

<平成15年10月30日付け厚生労働省発食安第1030002号(平成15年10月30日接受)>

1. MON810(鱗翅目害虫抵抗性トウモロコシ)と鞘翅目害虫抵抗性トウモロコシMON863系統を掛け合わせた品種
2. LLCotton25(除草剤耐性わた)
3. SP990(リパーゼ)
4. SP572(リパーゼ)
5. BRG-1(α -アミラーゼ)
6. SPEZYME FRED™(α -アミラーゼ)
7. PLA2(ホスホリパーゼA2)

<平成15年11月11日付け15消安第3368号(平成15年11月12日接受)>

1. ラウンドアップ・レディー・テンサイH7-1系統

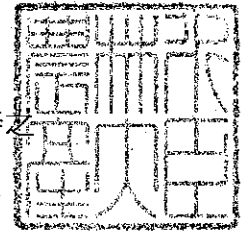


15消安第3368号
平成15年11月11日

食品安全委員会

委員長 寺田雅昭 殿

農林水産大臣 亀井 善之



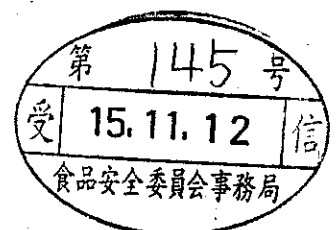
食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第14号、食品安全委員会令（平成15年政令第273号）第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令（平成15年内閣府令第66号）第3号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第1の1の（1）のチの規定に基づき、次に掲げる飼料の安全性についての確認を行うこと

ラウンドアップ・レディー・テンサイH7-1系統

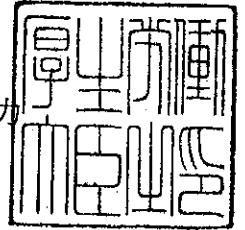


厚生労働省発食安第 1030002 号
平成 15 年 10 月 30 日

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 坂口 力

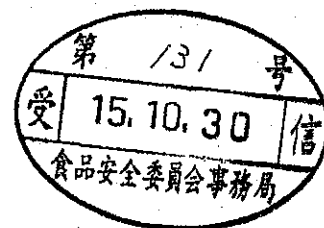


食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 13 号、食品安全委員会令（平成 15 年政令第 273 号）第 1 条第 1 項及び食品安全委員会令第 1 条第 1 項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令（平成 15 年内閣府令第 66 号）第 1 号の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 7 条第 1 項の規定に基づく「食品、添加物等の規格基準」（昭和 34 年 12 月厚生省告示第 370 号）の規定に基づき定められた「組換え DNA 技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」（平成 12 年 5 月厚生省告示第 233 号）第 3 条の規定に基づき、別添の食品及び添加物の安全性審査を行うこと。



(別 添)

1. 申請者: 日本モンサント株式会社
品 目: MON810(鱗翅目害虫抵抗性トウモロコシ)と鞘翅目害虫抵抗性トウモロコシ
MON863 系統を掛け合わせた品種
2. 申請者: バイエルクロップサイエンス株式会社
品 目: LLCotton25 (除草剤耐性わた)
3. 申請者: ノボザイムズジャパン株式会社
品 目: SP990 (リパーゼ)
4. 申請者: ノボザイムズジャパン株式会社
品 目: SP572 (ペクチナーゼ)
5. 申請者: ノボザイムズジャパン株式会社
品 目: BRG-1 (α -アミラーゼ)
6. 申請者: ジェネンコア・インターナショナル・ジャパン・リミテッド 日本支店
品 目: SPEZYME FRED™ (α -アミラーゼ)
7. 申請者: ナガセケムテックス株式会社
品 目: PLA2 (ホスホリパーゼA2)

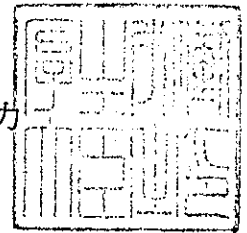


厚生労働省発食安第 0801001 号
平成 15 年 8 月 1 日

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 坂口 力



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第13号、食品安全委員会令（平成15年政令第273号）第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令（平成15年内閣府令第66号）第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第7条第1項の規定に基づく「食品、添加物等の規格基準」（昭和34年12月厚生省告示第370号）の規定に基づき定められた「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」（平成12年5月厚生省告示第233号）第3条の規定に基づき、次に掲げる食品の安全性審査を行うこと。

申請者：ダウ・ケミカル日本株式会社

品 種：1. ワタ 281 系統

2. ワタ 3006 系統

3. ワタ 281 系統とワタ 3006 系統を掛け合わせた品種

申請者：デュポン株式会社

品 種：トウモロコシ 1507 系統とラウンドアップ・レディー・

トウモロコシ NK603 系統を掛け合わせた品種